退職手当関係

１　提出書類……１０５

２　退職手当支給率早見表（概略）……１０６

３　勤続期間の計算……１０７

４　基礎給料月額と退職手当額の計算……１０７

５　退職手当の調整額……１０７

６　定年前早期退職者に対する特例……１０８

７　退職手当に係る税金……１０８
（１）退職所得控除額（抜粋）
（２）所得税・住民税額の求め方
（３）退職後に届く納税通知書

８　退職手当の口座振込が可能な金融機関……１０９

９　退職手当口座振込依頼書記入時の注意……１０９

記入例

退職手当支給申請書……１１０
退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書（在職期間６年以上）……１１１
退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書（在職期間５年以下）……１１２

関係様式集

退職手当支給申請書……１３８
履歴書……１３９
退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書……１４１

退職手当関係

1　提出書類

下記により作成し提出してください。

区分	記入上の注意事項
(1)退職手当支給申請書 （支給規則様式第２号） （関係様式集 P138）	○　令和８年度の定年は 62 歳（労務職は 63 歳）となっているので、60 歳超定年前退職者の退職理由は普通退職となります。 ○　退職時の給料月額は、60 歳超職員は７割措置後の実際の支給額を記入してください。
金融機関口座振込依頼書 （財務規則第８２条） （関係様式集 P138 下段） ※通帳等のコピー添付（給与口座以外、年度途中退職者のみ）	○　給料の振込口座をおすすめします。 ○　各金融機関の普通預金口座のみ指定できます。 ○　本人が必ず確認してください。 ○　口座名義とフリガナを忘れずに記入してください。 ○　記載事項に誤りのないよう注意してください。
(2)履歴書 （支給規則様式第３号） （関係様式集 P139）	○　人事管理システムより出力して提出してください。 臨時的任用者については、別記様式第３号を使用してください。「学校職員の人事記録取扱要領」で定める人事記録（様式４）にも代えることができます。 ○　履歴書に記載がなければ、手書きで追記してください。 ①休職を延長した場合、または新たに休職した場合 ②特別支援学級担当者の発令事項に変更があった場合 ③給与改定 ④定年退職：令和９年３月 31 日　定年により本職を免ずる 定年退職以外：令和９年３月 31 日　願いにより本職を免ずる 年度途中退職：令和○年○月○日　願いにより本職を免ずる ※①～④共通：発令機関「群馬県教育委員会」記載 ○　人事記録の内容証明は下記のとおり記載してください。 （原本証明ではありません。） 上記のとおり相違ないことを証明する 令和☆年☆月☆日 群馬県立○○○学校長□□□□　職印　←県立学校 （△△教育委員会教育長◇◇◇◇）　←市町村立学校
(3)令和９年分　退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 （関係様式集 P141、142）	○　退職所得の所得税及び住民税を源泉徴収するために必要な書類です。 ○　Ｂ欄以下は記載不要です。
(4)本人の子であること及び子の生年月日がわかる書類 （該当者のみ）	○　平成４年４月１日以降に育児休業を取得した者（平成４年３月 31 日以前から取得し、平成４年４月１日以降にかかる育児休業を含む）は、1/3 除算となる期間を確認するために必要です。 ・子と同居している場合・・・住民票（続柄あり）（コピー可） ・子と別居している場合・・・戸籍抄本または謄本（コピー可） ・本人の被扶養者である場合・・・資格確認書または組合員被扶養者証のコピー

２　退職手当支給率早見表（概略）

（平成３０年２月１日適用）

勤続期間	退職の事由			
	自己都合等	公務外傷病	定年・勧奨 任期終了 公務外死亡	整理 公務上傷病 公務上死亡
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555
2	1.0044	1.674	1.674	2.511
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665
4	2.0088	3.348	3.348	5.022
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.0132	5.022	5.022	7.533
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8	4.0176	6.696	6.696	10.044
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10	5.022	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	9.2907	11.613375	13.93605
12	8.16912	10.2114	12.76425	15.3171
13	8.90568	11.1321	13.915125	16.69815
14	9.64224	12.0528	15.066	18.0792
15	10.3788	12.9735	16.216875	19.46025
16	12.88143	14.3127	17.890875	20.8413
17	14.08671	15.6519	19.564875	22.22235
18	15.29199	16.9911	21.238875	23.6034
19	16.49727	18.3303	22.912875	24.98445
20	19.6695	19.6695	24.586875	26.3655
21	21.3435	21.3435	26.260875	27.74655
22	23.0175	23.0175	27.934875	29.1276
23	24.6915	24.6915	29.608875	30.50865
24	26.3655	26.3655	31.282875	31.8897
25	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075
26	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735
27	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395
28	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055
29	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715
30	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375
31	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035
32	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695
33	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355
34	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015
35	39.7575	39.7575	47.709	47.709
36	40.7619	40.7619	47.709	47.709
37	41.7663	41.7663	47.709	47.709
38	42.7707	42.7707	47.709	47.709
39	43.7751	43.7751	47.709	47.709
40	44.7795	44.7795	47.709	47.709

３　勤続期間の計算

原則として退職の日まで引き続いている在職期間をもとに、次の方法によって算定の基礎となる年数を求めます。

（ア）休職期間等については、その在職期間から差し引きます。

（主な事由と除算期間）

事　　由	除算期間
組合専従休職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間	全期間
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）に基づく育児休業期間のうち、子が１歳に達した日の属する月までの期間 育児短時間勤務による期間	3 分の 1 の期間
地方公務員法第 28 条・第 29 条の事由による休職、停職、その他これらに準ずる休職の期間、育児休業の期間で上記以外の期間	2 分の 1 の期間

（イ）勤続期間が６月以上の場合は１年とし、１年以上ある場合の１年未満の月数は切り捨てます。

・勤続期間＝引き続いた在職期間－除算期間

４　基礎給料月額と退職手当額の計算

基礎給料月額（退職時の給料）＝給料月額と教職調整額の合計額　※給料表の金額

※特別支援学校（学級）担当の場合は、給料の調整額も含まれます。

退職の事由と上記３で求めた勤続期間に応じた数字が、退職手当の支給率になります。

・退職手当額 ＝（退職時の給料の月額×退職手当の支給率）＋ 退職手当の調整額

60 歳（労務職は 63 歳）以後、給料月額が７割水準となる場合、60 歳（労務職は 63 歳）退職時の額と実際の退職時の額を比較して、多い方の額を支給します。

５　退職手当の調整額

退職手当の調整額は、職員の在職期間（平成８年４月１日以降の期間に限る）の各月ごとに当該各月にその者が属していた下記に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(調整月額)のうち額が最も多いものから 60 月分を合計した額となります。（退職直近 60 月分や、退職月の調整月額の 60 倍ではありません。）

区分	調整月額	教育職	栄養職	事務職	労務職
第 1 号	65,000 円				
第 2 号	59,550 円	4 級（加算 20%の者）			
第 3 号	54,150 円	4 級（管手 2 種、又は 1 種の者）		7 級	
第 4 号	43,350 円	4 級（上記以外） 3 級（管手 3 種）		6 級	
第 5 号	32,500 円	3 級（上記以外） 2 級（加算 10%の者）	特 5 級	5 級	4 級 (加算 10%の者)
第 6 号	27,100 円		5 級	4 級	4 級
第 7 号	21,700 円	2 級（加算 5%の者） 1 級（加算 10%の者）	4 級 3 級	3 級	3 級
第 8 号	0 円	上記以外			

※　「加算」＝期末勤勉手当の役職加算　※「管手」＝管理職手当の区分

※　勤続期間が 10 年以上 24 年以下の自己都合等退職者及び勤続期間が 1 年以上 4 年以下の自己都合等以外の退職者は退職手当の調整額の１／２が支給されます。（勤続期間が 9 年以下の自己都合等退職者及び勤続期間が 1 年未満の自己都合等以外の退職者は支給されません。）

6　定年前早期退職者に対する特例

・60 歳（労務職員は 63 歳）から 10 年を減じた年齢以上
・勤続 25 年以上
・公務運営上

以上の３要件を満たしている勧奨退職者については、当該給料月額に、60 歳（労務職員は 63 歳）までの残年数１年につき２％を割増した額を退職手当算定上の基礎給料月額とします。

※ 退職時の基礎給料月額 ×｛１＋（0.02×60 歳（労務職員は 63 歳）までの残年数）｝

（例）55 歳で退職する場合の割増率
60 歳－55 歳＝５歳　　２％×５＝10％

7　退職手当に係る税金

退職手当総額から在職年数に応じて計算した「退職所得控除額」を差し引いた金額に応じて、所得税と住民税が課されます。（他の所得とは分離して課税されます。）

（１）退職所得控除額（抜粋）

在職年数	退職所得控除額　（万円）	在職年数	退職所得控除額　（万円）
1	80	26	1,220
2	80	27	1,290
3	120	28	1,360
4	160	29	1,430
5	200	30	1,500
20	800	36	1,920
21	870	37	1,990
22	940	38	2,060
23	1,010	39	2,130
24	1,080	40	2,200

控除額の計算方法
・20 年以下 在職年数×40 万円
・21 年以上 〔(在職年数－20)×70 万円〕＋800 万円

（２）所得税（復興特別所得税を含む）・住民税額の求め方

所　得　税　額　の　求　め　方

［退職手当額 － 退職所得控除額］ × 1/2 ＝ 課税退職所得額（ア）

課税退職所得額：1,000 円未満の端数切り捨て
所得税額：1 円未満の端数切り捨て

課税退職所得額（ア）	税率(イ)	控除額（ウ）	税額＝(ア)×(イ)－(ウ)
195 万円以下	5 %	0	((ア)×５%)×102.1%
195 万円超～330 万円以下	10 %	97,500 円	((ア)×10%－　97,500 円)×102.1%
330 万円超～695 万円以下	20 %	427,500 円	((ア)×20%－　427,500 円)×102.1%
695 万円超～900 万円以下	23 %	636,000 円	((ア)×23%－　636,000 円)×102.1%
900 万円超～1,800 万円以下	33 %	1,536,000 円	((ア)×33%－1,536,000 円)×102.1%
1,800 万円超	40 %	2,796,000 円	((ア)×40%－2,796,000 円)×102.1%

住　民　税　額　の　求　め　方

住民税額：100 円未満の端数切り捨て

課税退職所得額(ア) × 県民税 税率４%(エ) ＝ 県民税額
課税退職所得額(ア) × 市町村民税 税率６%(オ) ＝ 市町村民税額

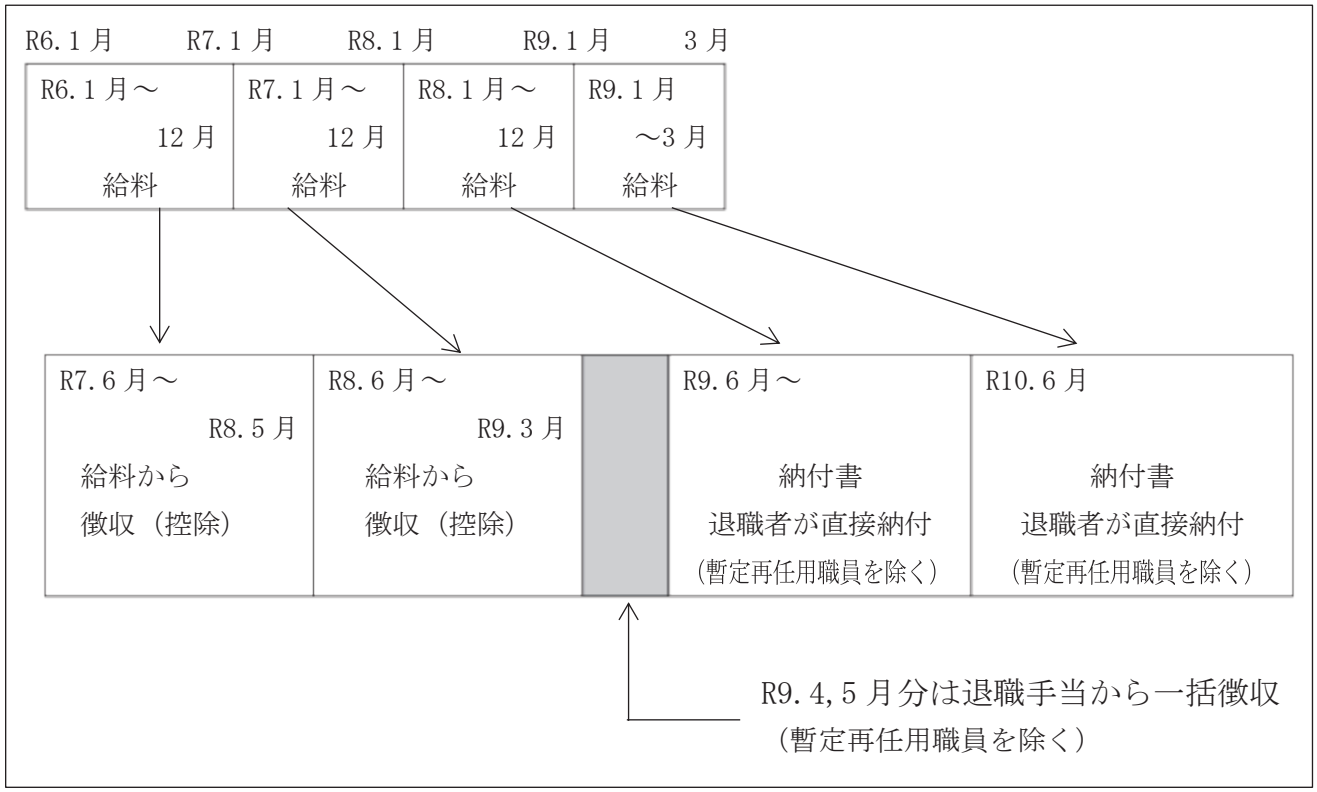
※　勤続期間５年以下の場合、退職手当額－退職所得控除＝課税退職所得（ア）

（３）退職後に届く納税通知書

毎月の給料から差し引く住民税の残額は、その退職が６月１日から 12 月 31 日までの場合は職員の申し出によりますが、翌年の１月１日から４月 30 日までの間に退職した場合はその年の５月 31 日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等が住民税の残額を超えるときは、その給与又は退職手当等から全額を徴収し翌月 10 日までに納入することになっています。

（下図「４、５月分は退職手当から一括徴収」の部分）

図の R8.1 月～R8.12 月の給料に対応する住民税の納税通知書が、各市区町村から令和９年６月頃送付されます。具体的な税額等については、各市町村に照会してください。



８　退職手当の口座振込が可能な金融機関

都市銀行、地方銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫
農林中央金庫、信用組合（群馬県医師信用組合を除く）
労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合
ネット銀行（一部）

９　退職手当口座振込依頼書記入時の注意

１　口座振込みエラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら記入してください。
（キャッシュカード等は、番号が異なる場合がありますので、必ず通帳で確認してください。）

２　口座名義のフリガナは、正しく記入してください。
拗音・撥音・濁音・半濁音は、読みではなく通帳どおりに記入してください。

３　支店名は、正しく記入してください。（例；○○店営業部、○○出張所、○○支所等。）

４　受給される本人名義以外の口座へは振込みはできません。

５　普通預金口座以外への振込みはできません。

記入例　退職手当申請書：定年退職及び普通退職（60 歳超定年前退職者を含む）の場合

別記様式第２号

退 職 手 当 支 給 申 請 書

第 ○ ○ ○ － ○ ○号
令和９年３月３１日

年度途中退職の場合、提出日

群馬県教育委員会
教　育　長　　渡辺　郁美　様

退職時の給料月額の記入について（注意点）
※教職調整額は給料の５％と一致します（R8.９現在）。
※管理職の本給加算は教職調整額欄へ記入する。
※給料の調整額は調整数の適用を受けている人のみ記入する。
※６０歳超職員は７割措置後の実際の支給額を記入する。

（市町村教育委員会教育長、または県立学校長）
○○市教育委員会教育長
赤　城　太　郎　印

群馬県教育委員会教育長之印

令和　９年　３月　３１日付けで下記の職員が退職しましたので、退職手当を支給されますよう、関係書類を添えて申請します。

退職者	学校名	○○市立○○小学校			
	職名	教諭	氏名	妙義　榛名	
	生年月日	昭和　４０　年　１１　月　１１　日			
勤続年数		３９年　０月			
退職理由		定年退職・勧奨退職　普通退職・任用期間満了・死亡			
退職時の給料月額	給料	２級１５６号給　４２１，７００　円	合計	４５３，７８５　円	
	教職調整額	２１，０８５　円			
	給料の調整額	該当者のみ記入→→　１１，０００　円			
退職手当を受領する者	住所	(〒　○○○－○○○○　) ○○市○○町○丁目○○○番地　１０１号室			
	氏名	妙義　榛名	退職者との続柄	本人	

1月未満は1月とカウント

60 歳超定年前退職者は普通退職に○

部屋番号は必ず記入

金融機関口座振込依頼書

群馬県教育委員会教育長　渡辺 郁美　様

退職者職員番号	○	○	○	○	○	○

通帳のとおり

フリガナ　ミヨウギ　ハルナ
口座名義　妙義　榛名

私が受給する退職手当は、下記の金融機関の私名義の普通預金口座へ振り込んでください。

記

支店・支所・出張所を確認

振込金融機関	○○　銀行・金庫・組合　○○　支店	口座番号	○	○	○	○	○	○	○

注　１　口座振込みエラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら記入してください。
　　２　口座名義のフリガナは正しく記入してください。
　　３　受給される本人名義以外の口座へは振込みはできません。
　　４　必ず本人が確認してください。

７桁の番号

退職日を記入

在職期間6年以上

記入例

支払者受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長 殿 ／ 市町村長 殿

令和　9 年分 退職所得の受給に関する申告書　兼　退職所得申告書

退職手当の支払者の	所在地（住所）	〒３７１－８５７０ 前橋市大手町一丁目1番1号	あなたの	現住所	〒　３７１－００２６ 前橋市大手町一丁目1-2
	名称（氏名）	群馬県教育委員会教育長		氏名	妙義　榛名
	法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0000 2010 0005		個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				その年1月1日現在の住所	同上

A

このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日：令和9 年　3 月　31 日

② 退職の区分等：＜一般・障害の区分＞　(一般)・障害（　　）　＜生活扶助の有無＞　有・(無)

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間：自 S63 年 4 月 1 日 ～ 至 R9 年 3 月 31 日　39 年

年未満切上

うち 特定役員等勤続期間	(無)	自	至	年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	(無)	自	至	年
うち 短期勤続期間	(無)	自	至	年
うち 短期勤続期間との重複勤続期間	(無)	自	至	年
うち 短期勤続期間	(無)	自	至	年

無に○

B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間：自　年　月　日 ～ 至　年　月　日　年

⑤ ③と④の通算勤続期間：自　年　月　日 ～ 至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自	至	年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有・無	自	至	年
うち 短期勤続期間	有・無	自	至	年
うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有・無	自	至	年
うち 短期勤続期間	有・無	自	至	年

B欄以下は記入不要

C

あなたが前年以前
等について、このC
(1) 前年以前４年内
除きます。） 前
(2) 令和８年１月
く一時金の支払を
・令和８年１月１日
・令和８年１月１日前、かつ、前年以前４年内に支払を受けた退職手当等
(3) 本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合　前年以前19年内に支払を受けた退職手当等

㋒ うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有・無	自	至	年

D

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間：自　年　月　日 ～ 至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自	至	年
うち 短期勤続期間	有・無	自	至	年

⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間：自　年　月　日 ～ 至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自	至	年
うち 短期勤続期間	有・無	自	至	年

⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間：自　年　月　日 ～ 至　年　月　日　年

㋓ うち 特定役員等勤続期間	有・無	自	至	年
㋔ うち 短期勤続期間	有・無	自	至	年

⑪ ⑦と⑩の通算期間：自　年　月　日 ～ 至　年　月　日　年

㋕ うち ㋐と㋓の通算期間		自	至	年
㋖ うち ㋑と㋔の通算期間		自	至	年

E

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	老齢給付金	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	・　・					・　・	一般・障害		
B	特定役員						・　・	一般・障害		
B	短期						・　・	一般・障害		
C		・　・					・　・	一般・障害		

古い様式を使用しないこと

07.06 改正

退職日を記入

令和　　年　　月　　日

税務署長 殿 ／ 市町村長 殿

在職期間5年以下

記入例

支払者受付印

令和　9 年分 退職所得の受給に関する申告書　兼　退職所得申告書

退職手当の支払者の			あなたの		
	所在地（住所）	〒３７１－８５７０ 前橋市大手町一丁目1番1号		現住所	〒　３７１－００２６ 前橋市大手町一丁目1-2
	名称（氏名）	群馬県教育委員会教育長		氏名	妙義　榛名
	法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0000 2010 0005		個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				その年1月1日現在の住所	前橋市大手町一丁目2-3

A

このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日：令和9 年 3 月 31 日

② 退職の区分等：＜一般・障害の区分＞ 一般・障害（　）　＜生活扶助の有無＞ 有・無

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間

				年未満切上
		自	R8 年 4 月 1 日	
		至	R9 年 3 月 31 日	1
うち 特定役員等勤続期間	有（有にO）	自	R8 年 4 月 1 日	
	無	至	R9 年 3 月 31 日	1
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有	自	年 月 日	
	無	至	年 月 日	
うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有	自	年 月 日	
	無（無にO）	至	年 月 日	
うち 短期勤続期間	有	自	年 月 日	
	無	至	年 月 日	

B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

⑤ ③と④の通算勤続期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 特定役員等勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 一般勤続期間との重複勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 短期勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 短期勤続期間との重複勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

B欄以下は記入不要

C

あなたが前年以前に退職手当等について、このC欄に記載してください。

(1) 前年以前4年内に支払を受けた退職手当等（令和8年1月1日以後に支払を受ける一時金の支払を受ける場合は、除きます。）

(2) 令和8年1月1日以後に支払を受ける一時金の支払を受ける場合　前年以前4年内に支払を受けた退職手当等
・令和8年1月1日以後に支払を受ける一時金の支払を受ける場合は、除きます。）
・令和8年1月1日前、かつ、前年以前4年内に支払を受けた退職手当等

(3) 本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合　前年以前19年内に支払を受けた退職手当等

㋐ うち 短期勤続期間との重複勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

D

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間（③）に通算された前の退職手当等についての勤続期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 特定役員等勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 短期勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

⑨ Bの退職手当等についての勤続期間（④）に通算された前の退職手当等についての勤続期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 特定役員等勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

うち 短期勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

㋑ うち 特定役員等勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

㋒ うち 短期勤続期間（有・無）：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

⑪ ⑦と⑩の通算期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

㋓ うち ㋑と㋑の通算期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

㋔ うち ㋐と㋒の通算期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

E

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	老齢給付金	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	・　・					・　・	一般・障害		
B	特定役員						・　・	一般・障害		
B	短期						・　・	一般・障害		
C		・					・　・	一般・障害		

古い様式を使用しないこと

07.06 改正